

令和5年（ワ）第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告（申立人） 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

閲覧等制限の申立て（訂正）

2024年12月4日

さいたま地方裁判所 第2民事部 御中

申立人ら訴訟代理人弁護士

山 本 志 都



上記当事者間の頭書事件につき、申立人らは、民事訴訟法92条に基づき、2024年2月21日付で閲覧等制限の申立てを行ったが、その範囲について訂正する。

第1 申立ての趣旨

提訴後、提出された主張書面及び証拠のうち、

- ①個人の名前
- ②個人の住所
- ③個人の商店及び工場
- ④集会所や隣保館内の地名につながる表記

について、閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を本件訴訟当事者に限る（添付した原告ら第3準備書面、甲36、乙2ないし8号証、12及び13号証のとおりでの範囲での閲覧若しくは当社、その正本、謄本若しくは抄本

の交付又はその複製の請求を認める)。

第2 申立ての理由

- 1 訴状において原告らは、被告が本件記事をウェブサイト上で公開等することにより、原告らの人格的権利・利益及び業務遂行権が侵害されることを主張している。

したがって、訴訟記録中に当事者及びその関係者の私生活についての重大な秘密が記載されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることは明らかである。

- 2 よって、原告らは、原告らの社会生活を保護するため、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

以上



令和5年(ワ)第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告(申立人) 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

閲覧等制限の申立て(訂正その2)

2024年12月6日

さいたま地方裁判所 第2民事部 御中

申立人ら訴訟代理人弁護士

山 本 志 都



上記当事者間の頭書事件につき、申立人らは、民事訴訟法92条に基づき、2024年2月21日付で閲覧等制限の申立てを行ったが、その範囲について訂正する。

第1 申立ての趣旨

提訴後に提出された主張書面及び証拠のうち、乙1号証及び令和6年10月21日付被告意見書添付資料1並びに関連事件である令和6年(モ)第220号移送申立て事件決定のうち、本件訴訟の個人原告の氏名について、閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を本件訴訟当事者に限る。

第2 申立ての理由

- 1 訴状において原告らは、被告が本件記事をウェブサイト上で公開等することにより、原告らの人格的権利・利益及び業務遂行権が侵害される

ことを主張している。

したがって、訴訟記録中に当事者についての重大な秘密が記載されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることは明らかである。

- 2 よって、原告らは、原告らの社会生活を保護するため、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

以上

令和5年（ワ）第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告（申立人） 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

閲覧等制限の申立て（訂正その3）

2024年12月6日

さいたま地方裁判所 第2民事部 御中

申立人ら訴訟代理人弁護士 山 本 志 都



上記当事者間の頭書事件につき、申立人らは、民事訴訟法92条に基づき、2024年2月21日付で閲覧等制限の申立てを行ったが、その範囲について訂正する。

第1 申立ての趣旨

2024年9月12日付請求の趣旨拡張申立書別紙掲載記事目録中、各記事タイトル中の地域名部分について、閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を本件訴訟当事者に限る。

第2 申立ての理由

- 1 訴状及びその後の主張において、原告らは、被告が本件記事をウェブサイト上で公開等することにより、原告らの人格的権利・利益及び業務遂行権が侵害されることを主張している。

したがって、訴訟記録中に当事者についての重大な秘密が記載されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることは明らかである。

- 2 よって、原告らは、原告らの社会生活を保護するため、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

以上

令和5年（ワ）第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告（申立人） 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

閲覧等制限の申立て（訂正その4）

2025年12月27日

さいたま地方裁判所 第2民事部 御中

申立人ら訴訟代理人弁護士 山 本 志 都



上記当事者間の頭書事件につき、申立人らは、民事訴訟法92条に基づき、2024年2月21日付で閲覧等制限の申立てを行ったが、その範囲について訂正する。

第1 申立ての趣旨

頭書事件については、本年12月17日、さいたま地裁において、判決が言い渡された。

判決文のうち、

- ①個人の名前
- ②個人の住所
- ③個人の商店及び工場
- ④集会所や隣保館内の地名につながる表記

について、閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を本件訴訟当事者に限る（添付し

た判決のと通りの閲覧若しくは当社、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求を認める)。

第2 申立ての理由

- 1 原告らは、被告が本件記事をウェブサイト上で公開等することにより、原告らの人格的権利・利益及び業務遂行権が侵害されることを主張した。判決は、原告らの一部請求を認容した。

したがって、判決文中に記載された、当事者の主張の内容、裁判所による事実認定や判断の中には、当事者及びその関係者の私生活についての重大な秘密が記載されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることは明らかである。

- 2 よって、原告らは、原告らの社会生活を保護するため、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

以上

令和5年(ワ)第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告(申立人) 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

閲覧等制限の申立て(訂正その5)

2026年1月13日

さいたま地方裁判所 第2民事部 御中

申立人ら訴訟代理人弁護士 山 本 志 都



上記当事者間の頭書事件につき、申立人らは、民事訴訟法92条に基づき、2024年2月21日付で閲覧等制限の申立てを行ったが、その範囲について訂正する。

第1 申立ての趣旨

原告ら及び被告が提出した主張書面及び証拠のうち、原告第5準備書面、甲1ないし甲20、甲28、甲29、甲31ないし甲34及び甲57ないし甲64並びに被告準備書面2、被告準備書面3、乙21、乙22、乙25ないし乙27及び乙29について、

①個人の名前

②個人の住所

③個人の商店及び工場

④集会所や隣保館内の地名につながる表記

について、閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は

日本郵政公社業務報告書（昭和三十一年）
（昭和三十一年）
（大正）
（昭和）

（昭和三十一年）の郵政業務概況

昭和三十一年の郵政業務概況

昭和三十一年の郵政業務概況



昭和三十一年の郵政業務概況

昭和三十一年の郵政業務概況

昭和三十一年の郵政業務概況

昭和三十一年の郵政業務概況

昭和三十一年の郵政業務概況

昭和三十一年の郵政業務概況

昭和三十一年の郵政業務概況

昭和三十一年の郵政業務概況

昭和三十一年の郵政業務概況

その複製の請求をすることができる者を本件訴訟当事者に限る（添付した書面のとおりの閲覧若しくは当社、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求を認める）。

第2 申立ての理由

- 1 原告らは、被告が本件記事をウェブサイト上で公開等することにより、原告らの人格的権利・利益及び業務遂行権が侵害されることを主張し、原告らの請求は一部認容された。

したがって、当事者の主張や各当事者が提出した証拠の中には、当事者及びその関係者の私生活についての重大な秘密が記載されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることは明らかである。

- 2 よって、原告らは、原告らの社会生活を保護するため、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

以上

252-0021

お届け先

To



おところ:
Address

〒252-0021
座間市緑ヶ丘6-1-23-102
レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ

おなまえ:
Name

宮部 龍彦様

電話番号:
Telephone Number

()

おところ:
Address

□□□□□□

〒136-0071
東京都江東区亀戸2-28-3
アセッツ亀戸4階
墨東法律事務所
弁護士 山本 志都
TEL.03-5628-5633 FAX.03-5628-5634

おなまえ:
Name

電話番号:
Telephone Number

()

品名: Description
of contents

品名の記載が無い場合または航空機による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。
Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed.

書類

現金を送ることはできません。

「レターパックで現金送れ」はすべて詐欺です。

最寄りの警察(電話番号は#9110)にご相談ください。

Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud.

☐リチウム電池なし ☐高圧ガスなし ☐引火性液体なし

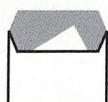
ご利用方法

1 あて名書き



シールでもOK

2 封入



切手不要

3 保管用シールをはがす



ご依頼主様が保管

4 投かん



郵便窓口のご利用も可

5 配達



郵便受け

はがして差出し

ご依頼主様により
保管用シールをはがし済み

ご依頼主様保管用シール

Sender To Retain

シール記載の番号により、追跡サービスがご利用いただけます。

配送状況お問い合わせ

インターネット: <https://www.post.japanpost.jp/>

固定電話から: 0120-23-28-86

携帯電話から: 0570-046-666

郵便局用
バーコード

For JAPAN POST Use Only



3358-2613-8034

ご注意
Attention

厚さ
3cmまで

Max Thickness
of 3 cm

重さ
4kgまで

Max Weight
of 4 kg

内容品をレターパックライト封筒に封入した状態で、
厚さ3cmを超えるものまたは重さ4kgを超えるものは、お引受けできません。

特定封筒

LETTER PACK LIGHT レターパックライト

ポスト投かんの際は、投かん口の奥まで完全に差し込んでください。

品名コード43008 (2025・TKW)

レターパックライト



■レターパックライトは、A4サイズ・重さ4kgまで・厚さ3cmまで全国一律料金で、
信書や荷物を送ることができるサービスです。■「信書」とは、「特定の受取人に対し、
差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」です。詳細は日本郵便株式会社
Webサイト等をご覧ください。

<ご利用条件> ■レターパックライトとしてのご利用に限りです。■内容品をレターパッ
クライト封筒に封入した状態で、厚さは3cmまで、重さは4kgまでです。内容品を
レターパックライト封筒に封入した状態で、厚さ3cmを超えるもの又は重さ4kgを超え
るものはお引受けできません。■ポスト投かん（一部のポストには入りません）、郵
便窓口への差出しのいずれかの方法をお選びいただけます。■郵便受箱へ配達しま
す。郵便受箱に入らない場合は、不在配達通知書を差し入れた上で、配達を行う郵

便局へ持ち戻ります。■封筒が著しく破れているもの、一部の切り取りその他の加工をし
たものはお引受けできません。■封を補強するための粘着テープ等は、表面の料額印
面にかからないようご注意ください。■料額印面が汚染し、又はき損されたレターパッ
クライトは、お引受け及び交換できません。■料額印面が汚染し、又はき損されてい
ないレターパックライトは、新しいものと交換いたします（手数料が必要ですが）。なお、
ご購入いただいたレターパックライトは、返金及び換金や印紙との交換はできません。
■次のようなものの送付はご遠慮ください。ガラスや陶磁器などのわれもの/精密機
械などのこわれもの/なまもの・いきもの/芸術作品等代替品の入手が困難なもの。
■万一配達途中に事故があった場合でも、損害賠償は行いません。■現金・貴金属等
の貴重品及び爆発物・毒劇物等の危険物等を入れて送付することはできません。■品

名の記載が無い場合又は次のようなものを内容とするものは、航空以外の輸送手段に
よって送達しますので、配達が遅れる場合があります。航空法その他の法令又は官公
署の命令、規則若しくは要求によって輸送を禁止若しくは制限されたもの/航空会社
を含むもの。香水、マニキュア等引火点60℃以下の引火性液体。日用品、雑貨、小物類、
精密機器、化粧品、製造番号のみの記載、品名の後に「他」・「等」と記載されている場
合等品名記載が具体的でないもの。■特殊取扱とすることはできません。■海外あて
とすることはできません。■その他お取扱いは内国郵便約款によりです。店頭掲示の
同約款又は <https://www.post.japanpost.jp/> をご覧ください。

1.5cm